

鋼船規則

規
則

B 編 船級検査

2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 規則 第 34 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6-1.(2)(c)を次のように改める。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル（C 編 23.3.10 及び 23.4.9 又は CS 編 21.3.10 及び 21.4.9）
 - (b) 損傷制御図（C 編 33.3.1）
 - (c) ローディングマニュアル（C 編 34 章又は CS 編 25 章）
 - (d) 点検設備に関する手引書（C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6）
 - (e) 復原性資料（U 編 1.2.1, N 編 2.2.2, S 編 2.2.2）
 - (f) 液化ガスばら積船に関するオペレーションマニュアル（N 編 18.1）
 - (g) 危険化学品ばら積船に関するオペレーションマニュアル（S 編 16.1）
 - (h) 貨物取扱い計画書（N 編 17.20.13-2., N 編 17.22.12-10., S 編 15.3.2-15., S 編 15.8.32）
 - (i) 各貨物タンクの最大許容充填限度一覧表（N 編 15.2.2, N 編 17.20.14, S 編 15.3.2-12., S 編 15.8.34-3., S 編 15.14.7-3.）
 - (j) 独立型タンクタイプ B のタンクにあっては、就航後の非破壊検査方案（B 編, 表 B5.27）
 - (k) メンブレン方式、セミメンブレン方式タンク又は内部防熱方式タンクにあっては、貨物格納設備の就航後の検査方案（B 編, 表 B5.27 の注 1）
 - (l) 貨物固縛マニュアル（B 編 1.2.2）
 - (m) 塗装テクニカルファイル（C 編 25.2.2, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2）
 - (n) 水中検査計画書（6.1.2-2.）
- (2) その他の手引書等
 - (a) 曳航及び係留設備配置図（C 編 27.2.6 又は CS 編 23.2.6）
 - (b) 非常曳航設備に関するオペレーションマニュアル（C 編 27.3 関連）
 - (c) 損傷制御のための小冊子及び損傷時復原性に関する資料（C 編 33.3.2 及び C 編 33.3.3）

- (d) 積付計算機の取扱説明書 (C 編 34 章又は CS 編 25 章)
 - (e) 点検設備図 (C 編 35.1.5 又は CS 編 26.1.5)
 - (f) 復原性計算機の取扱説明書 (U 編 1.2.2)
 - (g) 機関の説明書 (D 編 1.3.9)
 - (h) 水位検知警報装置に関する手引書 (D 編 13.8.5-4.又は 13.8.6-3.)
 - (i) 蓄電池保守記録書 (H 編 1.1.8)
 - (j) 貨物タンクの通気装置に関する取扱説明書 (R 編 4.5.3 関連)
 - (k) 火災制御図, 火災安全操作手引書, 訓練手引書及び保守計画書 (R 編 14 章, 15 章及び 16 章)
 - (l) ヘリコプタ運航手引書 (R 編 18.8)
 - (m) イナートガス装置の取扱説明書 (R 編 35.2.11)
 - (n) IGC コード若しくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (N 編 18.2.2-3.)
 - (o) IBC コード若しくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (S 編 16.2.3-1.)
 - (p) 海洋構造物, 作業船等に関する操船資料 (P 編 1.1.6)
- (3) 2.1.7 に規定する完成図

3章 年次検査

表 B3.1 を次のように改める。

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
1 ローディングマニュアル	・ C 編 34.1.1 及び 34.3.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。
2 復原性資料	・ 本船上に保管されていることを確認する。
3 損傷制御図及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料	・ C 編 33 章により備え付けが要求される船舶について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子並びに損傷時復原性に関する資料が本船上に保管されていることを確認する。
4 火災制御図	・ 掲示され、適正に格納されていることを確認する。
5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板	・ C 編 23 章及び CS 編 21 章により備え付けが要求される船舶について； ・ マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 ・ 銘板：掲示されていることを確認する。
6 貨物固縛マニュアル	・ 本船上に保管されていることを確認する。
7 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書	・ R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の備付けが要求されている船舶について、同説明書が本船上に保管されていることを確認する。
8 曳航及び係留設備配置図	・ C 編 27.2 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。
9 点検設備に関する手引書	・ C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2009 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

1章 通則

1.1 検査

1.1.1 登録検査

-1.を次のように改める。

-1. 本会の船級を取得しようとする船舶（鋼製はしけ，潜水船，海洋構造物及び作業船等，浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出し設備を除く。）は，本編**2章**の規定に従って登録検査を受けなければならない。なお，鋼製はしけ，潜水船，海洋構造物及び作業船等，浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出し設備の登録検査については，それぞれ本編**10章，11章，12章，14章**の規定による。

1.1.2 船級維持検査

-1.を次のように改める。

-1. 船級の登録を受けた船舶（鋼製はしけ，潜水船，海洋構造物及び作業船等，浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出し設備を除く。）は，本編**3章**から**9章**の規定に従って本会検査員による船級維持検査を受けなければならない。なお，鋼製はしけ，潜水船，海洋構造物及び作業船等，浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出し設備の船級維持検査については，それぞれ本編**10章，11章，12章，14章**の規定による。

14章として次の1章を加える。

14章 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備に関する検査

14.1 一般

14.1.1 適用

-1. PS編が適用される浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備（以下、本章において「浮体施設」という。）の検査については本章の規定による。

-2. 本章に規定されていない事項については、12章及び13章の該当規定によらなければならない。

14.2 登録検査

14.2.1 一般

製造中登録検査では、浮体施設の構造、艀装、防火構造、脱出設備、消火設備、機関、電気設備等についてそれらがPS編の該当規定に適合することを確認する。

14.2.2 提出図面及び資料

-1. 製造中登録検査を受けようとする浮体施設については、工事の着手に先立ち、次に掲げる図面及びその他の資料を提出し本会の承認を得なければならない。

(1) 船体関係

(a) 一般配置図

(b) 横断面構造図

(c) 縦断面構造図

(d) 点検設備図

(e) 溶接施工図

(f) 各部分に採用される防食措置の方法を示す資料

(g) 位置保持システムの配置図及び構造図（ウィンドラス等関連機器を含む）

(h) 固定及び変動重量の分布図

(i) 設計甲板荷重図

(j) 復原性資料（曳航時を含む。）

(k) ローディングマニュアル

(l) 保守及び検査の方法に関する書類並びに船底検査要領書及び水中検査要領書

(m) 半潜水型の浮体施設にあつては、コラム、ローワーハル、フーティング、ブレーシング等の構造図

(n) 配管系統図（各水タンク及び油タンクの容量を記載したもの）

(o) 防火構造図（防火構造の詳細を記載したもの）

(p) 脱出設備図（脱出経路、通路の幅等の詳細を記載したもの）

(q) 消防設備図（消火装置、火災探知装置等の配置、型式、容量等を記載したもの）

(r) その他本会が必要と認めるもの

(2) 機関関係

- (a) 機関区域内機器配置図及び船内通信手段の系統図
- (b) 諸管線図（機関室内及び浮体施設全体、燃料油、潤滑油等の飛散防止の方法含む）
- (c) 原動機（付属装置を含み、原動機の種類に応じて **D 編 2.1.2**、**3.1.2** 及び **4.1.2** に規定されるもの）
- (d) 動力伝達装置、軸系及びプロペラ（**D 編 5.1.2**、**6.1.2**、**7.1.2** 及び **8.1.2** に規定されるもの）
- (e) ボイラ等、焼却設備及び圧力容器（**D 編 9.1.3**、**9.1.3-2** 及び **10.1.4** に規定されるもの）
- (f) 貯蔵及び積出し設備（配置及び **D 編 14.1.2** 及び **14.5.2** に規定されるもの）
- (g) 生産システムの一般配置図及び系統図等（**PS 編 9.3.2** に規定されるもの）
- (h) 自動制御及び遠隔制御設備（**D 編 18.1.3** に規定されるもの）
- (i) 電気設備（**H 編 1.1.6** に規定されるもの）
- (j) その他本会が必要と認めるもの

-2. 製造中登録検査を受けようとする浮体施設について次に掲げる図面その他の書類を参考として本会に提出しなければならない。

- (1) 各荷重状態に対する構造解析方法及び計算書
- (2) 設計荷重を考慮するうえで利用した環境条件に関する資料及び風、波浪、潮流、係留及びその他の荷重による総合外力及びモーメントの計算方法
- (3) 着氷による荷重、復原性及び受風面積への影響の資料
- (4) 非損傷時及び損傷時復原性計算書
- (5) 前(2)から(4)に関連し、適当な模型試験及び解析方法を用いたものはそれに関する資料
- (6) 浮体施設の船体の線図
- (7) 排水量曲線図
- (8) 復原性曲線図及び風による傾斜モーメント曲線
- (9) タンク容量図及びその検討書並びに測深図表
- (10) 非破壊検査の方法及びその場所を示す図面及び板厚計測要領書
- (11) 復原性計算に必要な水密区画配置、開口類及び閉鎖装置等を記載した図面
- (12) 浮体施設の安全に係りのある設備又は装置については、**D 編**の該当各章に規定される資料その他の書類
- (13) 当該浮体施設の目的とする作業（生産システム等）のみに用いられる機関については、機関の安全装置の状況が分る資料その他の書類並びに **D 編 9 章**及び **10 章**に規定される資料その他の書類
- (14) **PS 編 1.2.8** 及び **1.2.9** に定義される操船資料及び緊急時手引書
- (15) 建造工程の概要を示す資料
浮体施設の設置海域への設置に先立ち、造船所及びその他の中間建造工事を行う場所において完了する建造工事、搭載される機器等を示す資料。
- (16) 曳航時の強度計算書、曳航方法を示す資料
- (17) 搭載時の試験、設置海域までに実施される試験及び設置時に実施する試験等船上で実施される試験（船上試験）の試験要領書並びに復原性試験要領書
- (18) 位置保持システムの設計計算書
- (19) 位置保持システム、生産システム等の搭載品の搭載要領及び設置海域における設置

工事に関する手順書

(20) **PS 編**に規定される図面又は書類

(21) その他本会が必要と認める図面又は書類

-3. 前-2.(19)にいう設置手順書には、次に掲げるもののうち、該当するものを含むこと。
各作業手順には、作業の妥当性に対する確認方法、判断基準等を含むこと。

(1) 位置保持システム、ライザ、サブシー配管及びパイプラインエンドマニホールド (PLEM) を含めた浮体施設及び周辺施設の一般概要

(2) 設置場所の海底の状態を記載した資料

(3) シンカー、パイル等の海底係留点の設置手順及び係留ラインと海底係留点との接続手順 (少なくとも次の項目を含むもの。)

(a) 設置するために必要な準備及び作業手順 (パイル、チェーサーパイル及びハンマー装備の索具、使用される各種作業台船、等の情報を含む。)

(b) 海底係留点の位置及び設置方向の決定手順 (位置及び方向に関する許容誤差/判断基準を含む。)

(c) 海底係留点の方式 (シンカー、パイル等) に応じた設置工事完了時の確認事項及びパイル打込み量、シンカー埋設量などの判断基準

(d) 係留ラインの海底係留点への設置手順書 (設置中の係留ラインのねじれを防止する措置を含む。)

(4) 係留システムの引張試験手順

(a) 係留ライン、海底係留点の引張試験の索具の配置

(b) 引張試験を行うために使用する作業船 (バージ)

(c) 引張試験の詳細を記した手順書

(d) 係留ラインの回収手順及び投棄手順

(5) 海上の係留施設への係留ラインの取付け手順

(a) 海上の係留施設に浮体施設を取付ける際に必要な浮体施設の位置決めのための索取り及びタグ等による牽引の手順書

(b) 取付け前に必要とされる浮体施設のバラスト状態

(c) 係留ラインの取付け順序、浮体施設の再位置決め及び係留ラインへの張力付加に関する手順書

(d) 係留ラインの張力の修正方法及び浮体施設の位置の許容設計範囲の決定方法

(e) 一点係留システムを採用する浮体施設にあっては、PLEM 又はウェルヘッドと浮体施設との相対的な位置の決定手順書及びその許容設計範囲

(f) ターレットを用いた係留システムにあっては、ターレットの回転を抑制する方法及び係留作業全般に関する安全上の注意書き

(g) 浮体施設のバラスト調整による張力付加手順 (緊張係留の場合等)

(6) フローラインシステムと浮体施設の受入れ側 (インポートシステム) 及び浮体施設からの積出し側 (エクスポートシステム) の連結手順

(a) インポートシステムの取付け手順

i) 設置中のフレキシブルライザの取扱い及び索取り

ii) 設置の様々な段階において使用される作業船の位置決め

iii) 浮力タンク、支持部品、付加重量物等の設置手順書 (損傷に対する注意書きを含む)

iv) ライザ両端の連結方法

(b) エクスポートシステム設置手順

- i) エクスポートホースシステムの索取り，取扱い方法，組立て手順及び設置中の損傷に対する注意書き
- ii) 付属品及び設置のための支援設備の取付け
- iii) ホース等を海へ繰り出す手順
- iv) ホース等に対する漏洩試験手順（設計圧力，試験圧力及び試験時間含む。）

14.2.3 検査の立会の時期

製造中登録検査における船体，艀装，機関及び電気設備関係の工事の立会の時期は，2.1の該当規定及び14.2.4から14.2.8に規定する試験及び検査を行う時で，14.2.2に規定する検査及び試験に関する提出資料の内容について，本会の確認を得た時期とする。

14.2.4 水圧試験及び水密試験

- 1. 製造中登録検査における水圧試験，水密試験等は2.1.5による。
- 2. 生産システムに関する機関及び電気設備並びに積出しのうち浮体施設に搭載される管及びホースについては，機関及び管の種類によりD編及びPS編に規定する水圧試験，漏れ試験又は気密試験を行わなければならない。

14.2.5 船体構造の検査

- 1. 浮体施設の船体構造を建造する造船所等における検査にあつては，通常の船舶と共通の項目については2章に準じて検査を行う。
- 2. 位置保持システム及び生産システム等を建造造船所以外の建造所（設置海域を含む。）において搭載する場合，搭載場所に船体を曳航するために必要な検査を行わなければならない。
- 3. 前-2.に該当する場合，搭載品の支持構造部などの検査及び試験は，設置海域における最終検査までの適当な時期に検査を行わなければならない。

14.2.6 貯蔵設備の検査

貯蔵設備を構成する機器等（原油管装置，原油ポンプ，通風装置，イナートガス装置等）についてはD編14.8のタンカーの貨物油管装置の規定に順じて試験及び検査を行う。

14.2.7 生産システム及び積出し設備の検査

- 1. 生産システムの艀装工事中にあつては，以下の検査を行う。
 - (1) 全ての配管が適切かつ確実に取付けられていることを確認する。原油等可燃性流体の管系統にあつては取付けが完了した時点で，設計使用圧力1.25倍以上での漏洩試験を行う。
 - (2) 全ての電気設備が適切かつ確実に取付けられていることを確認する。取付けが完了した時点で，絶縁試験を行う。
 - (3) 全ての機関設備が適切かつ確実に取付けられていることを確認する。取付けが完了した時点で，機能試験を行う。
 - (4) 生産システムについては，生産システムの試運転状態において浮体施設及び乗員に対して危険を及ぼさないことを確認するための試験及び検査を行う。
- 2. 浮体施設からの積出し側のシステム（エクスポートシステム）であつて恒久的に設備されるものにあつてはシステムが所定の設計手順に従い配置されていることを確認する。この場合，ホース等の曲げ半径，ホースフランジのガスケット，航路標識の位置，切り離

し継手の配置及びフランジボルトの気密性が容認される手順書に準じていること等を確認すること。

14.2.8 浮体施設の設置工事に関する検査

-1. 位置保持システムの設置工事中の検査として、次の事項を本会検査員立会の下で確認及び検査すること。

- (1) 浮体施設の位置保持システムの構成要素は、設置する前に異常の無いことを確認する。
- (2) 製造所工場等における試験が必要な構成要素の確認
- (3) 設置前に、浮体施設を係留する場所付近に障害物がないことを確認するダイバー又は ROV による調査報告
- (4) 海底係留点への浮体施設の設置中に次のことを確認すること。
 - (a) 係留ラインから海底係留点、係留ラインと接続シャックルの適切な固定
 - (b) ケンターシャックル固定ピンのシール
 - (c) 係留ラインの構成要素が正しい大きさ及び長さであることの確認
 - (d) 海底係留点が設計上の位置及び位置決め基準点に位置されていること（許容設計範囲内であること）の確認
- (5) 係留ラインが所定の手順に従って設計とおりに展開されていることの確認
- (6) 係留システムを操業海域で展開した後、各係留ラインに対し以下の引張試験を行う。
 - (a) 非損傷時における最大設計荷重で 30 分間行い、海底係留点から係留ラインの浮体施設への連結端までの健全性及び海底係留点の移動等がないことを確認する。
 - (b) 前(a)にかかわらず、本会が適当と認める場合、軟粘土質に対する引張試験荷重は非損傷時最大設計荷重を減じることができる。ただし最大設計荷重の 80% を下回ることはいできない。
 - (c) 前(a)及び(b)にかかわらず、詳細な検討書が提出され本会が適当と認める場合、係留ラインに対する引張試験を省略する場合がある。ただし、この場合、個々の海底係留点に対し最大保持力を生じるのに必要な予備荷重を負荷する必要がある。この予備荷重はいかなる場合も非損傷時の平均設計引張力より小としてはならず、これの予備荷重負荷により係留ラインの健全性、及び係留ラインの適切な配置を確認する。
- (7) チェーンストッパへの取付け確認
- (8) 一点係留システムにあつては係留ラインの設置中における PLEM に対する一点係留の中心位置が設計要目及び許容値内にあることの確認
- (9) 係留ラインのカテナリ角度を測定し、設計要目及び許容に従って正常な状態であることの確認
- (10) 設置作業中にライザその他の周辺施設に異常がないことの確認及び中間浮力タンク等が所定の位置に配置されていることを確認の上、浮体施設へのフローラインが確実に連結されていることの確認
- (11) 設置が完了した時点で、浮体施設及び周辺施設との接続が設計要目に適合していることを確認する。必要に応じダイバー又は ROV により検査員の適当と認める範囲について検査を行う。

14.2.9 船上試験及び復原性試験

-1. 浮体施設の船上試験として、次のことを本会検査員立会の下で確認及び検査すること。

- (1) 位置保持システムの効力試験（ウィンドラス効力試験等）
- (2) バラストシステム等浮体施設の喫水、姿勢等を調整するために必要なシステムの効力試験
- (3) 機関、電気設備等の作動状態（その運転中における浮体施設の状態について異常のないことの確認）
- (4) ボイラの蓄気試験
- (5) 安全システム（火災及びガス探知、消火設備、ESDシステム）の確認
- (6) 通信確認
- (7) 油による海洋汚染、火災、その他の非常事態に対処する手順の確認
- (8) 消火設備の確認
 - (a) 消火ポンプ
 - (b) 固定式消火システム
 - (c) 持ち運び式消火器等
- (9) 探知及び警報システムの確認
 - (a) 火災探知器
 - (b) ガス探知器
 - (c) 火災及びガスパネル
 - (d) ESDシステム
- (10) 浮体施設の全体システムが異常なく作動していること
- (11) 生産システムの確認（制御機能及び非常遮断等を含む。）
- (12) パージング能力の確認
- (13) フレアシステムの確認

なお、上記項目のうち、建造所で設置状態を模擬した状態で確認された事項については設置後の試験を省略して差し支えない。

-2. 船上試験を行った結果は船上試験成績書として本会に提出しなければならない。

-3. 操業開始後にのみ使用可能な機器に関連するなどの避けがたい理由により、船上試験によって確認できなかった設備は、次の年次検査までに確認すること。

-4. 浮体施設の船殻建造工事の完了後設置海域へ移動するまでの適当な時期に復原性試験を行わなければならない。更に、試験結果に基づいて定めた復原性に関する要目より復原性資料等を作成し、本会の承認を得ること。また、この復原性資料は本船に備え付けなければならない。

14.2.10 製造後登録検査

-1. 浮体施設の建造後の登録検査においては、当該浮体施設の建造後の経過年数、形式、用途等に応じ、構造、艀装、機関、防火構造、脱出設備、消火設備、電気設備、復原性等について製造中登録検査を受けた浮体施設の建造後の経過年数又はその経過年数に最も近い経過年数において受けるべき定期検査と同じ程度で現状を検査し、それらが **PS 編** の該当規定に適合することを確認するほか、主要構造部材の寸法を実測する。

-2. 前-1.の製造後登録検査を受ける浮体施設は、14.2.2 に規定する図面その他の資料を提出しなければならない。

-3. 水圧試験及び水密試験は 14.2.4 の規定に準じて行わなければならない。

-4. 船上試験及び復原性試験は 14.2.8 の規定に準じて行わなければならない。ただし、船上試験及び復原性試験の成績に関する資料を有し、当該資料に記載された内容に直接関係のある事項に変更のないことが確認できる場合には、当該諸試験を省略することができる。

14.3 船級維持検査

14.3.1 適用

-1. 定期的検査のうち浮体施設の船体構造関係の定期的検査の項目（定期検査，中間検査及び年次検査の船体項目並びに船底検査の項目）については 13 章の規定による。

-2. 艀装，機関，消火設備等の定期的検査の項目については，1.1.3 の時期に 3 章から 12 章の該当規定に準じた検査を行う。この場合，浮体施設上に設備された，原油の受入れ/積出しのための管装置，貯蔵タンクの通風装置，イナートガス装置等についてはタンカーに準じて該当規定を適用する。

-3. 前-1.及び-2.に加え，浮体施設に特有の要件（位置保持システム，生産システム等に対するもの）としては本章の規定による。

14.3.2 浮体施設の年次検査及び中間検査

-1. 浮体施設の年次検査及び中間検査にあつては，14.3.1-1.及び-2.に従った船体，艀装，機関等の検査を行うほか 14.3.2 の検査を行う。

-2. 位置保持システムの年次検査及び中間検査においては次を行う。

(1) 係留ラインのストッパの構造部分（基礎部分含む）の現状検査

(2) 係留ラインの張力を保持する装置の現状検査

(3) 係留ラインのカテナリ角度を計測し，係留ラインにかかる張力が設計許容範囲にあることを確認する。係留用ワイヤが使用される場合には，他の適当な方法で張力が設計許容範囲にあることを確認すること。

(4) 摩耗及び断裂の無いことを確認するための係留ライン海面上部分の目視試験

(5) ターレット式係留システムの場合，旋回用軸受けの現状検査（潤滑システムの有効性確認等を含む）

(6) その他海面上にあり実行可能な範囲について構造，機器の現状確認を行い有害な腐食，衰耗，損傷等が無いことを確認する。

(7) 係留装置に使用される機器（ウィンチ，ウィンドラス等）について作動状況に異常がないことを確認する。

-3. 海底からの原油等を受入れ移送する管系統については年次検査及び中間検査において次を行い，良好な状態にあることを確認する。

(1) 浮体施設側に設備されているスイベル，フレキシブルライザ，フローティングホース等海底からの原油等を受入れる系統に関連する配管及び弁，伸縮継手，シール等の一般現状検査

(2) スイベル部に漏れの無いことの確認

(3) フローティングホースの航路標識の目視及び機能検査

(4) ライザテンショニング設備の作動が良好であることの確認

(5) 危険場所に設置された電気設備の現状確認検査

-4. 生産システムの年次検査及び中間検査においては次を行う。

- (1) 保守記録書の確認（年次検査/定期検査で要求される試験項目、内容、変更点等を記載すること）
- (2) 次に掲げるシステムに対して目視確認及び作動試験を行う。
 - (a) 燃料系統及び通風装置に関する遠隔遮断システム
 - (b) 安全遮断装置
 - (c) 非常制御場所
 - (d) 安全弁/逃し弁
 - (e) 配管、機器等の現状
 - (f) 警報設備、脱出設備（避難経路の一般現状、照明等含む）
 - (g) 損傷を受け易い構造物、配管等の現状（フレアタワー等）
 - (h) 防爆形機器の現状
 - (i) 上記の検査の結果検査員が必要と認めたその他の項目

14.3.3 浮体施設の定期検査

-1. 浮体施設の定期検査にあつては、14.3.1-1.及び-2.に従った船体、艀装、機関等の検査を行うほか14.3.3の検査を行う。

-2. 位置保持システムの定期検査においては、14.3.2に規定する検査を行うほか、次に掲げる目視及び効力試験を行う。この場合必要に応じ水中部分の検査のためダイバーによるビデオカメラ撮影等を準備する必要がある。

- (1) 係留ラインにかかる張力の計測
- (2) 係留ライン全長（接続端部を含む）の現状検査。
- (3) 係留ラインにおいて腐食磨耗の進行し易い箇所（例えば海底係留点との連結部分のように擦過を生じ易い部分、係留ラインの海面付近の飛沫帯等）については精査のうえ衰耗量の計測を行うこと。
- (4) チェーン及びストッパ（海面上側）を清掃のうえ現状検査及び非破壊試験
- (5) ターレット及び関連装置の現状検査。構造部材等で腐食磨耗が著しい箇所、及び就役後15年以上を経過した浮体施設の場合は衰耗量を計測する。
- (6) 中間浮力タンクの現状検査
- (7) 高応力箇所及び疲労寿命が短い箇所について清掃のうえ現状検査及び非破壊試験
- (8) 係留ラインと海底係留点の連結部分について清掃のうえ現状確認
- (9) 設計範囲内で、陰極防食システムが有効であることを確認するための位置保持システムの代表的な水中位置からの陰極電位の測定

-3. 係留システムの形式等により前-2.によりがたい場合には、操船者及び設計者において経験又は製造者の推奨を基本とする手順書を提出し、本会が承認する場合には、当該手順に従って検査を行うことで差し支えない。

-4. 海底からの原油等を受入れ移送する管系統については定期検査において14.3.2に規定する検査を行うほか、次を行い良好な状態にあることを確認する。

- (1) スイベルを開放のうえ衰耗、漏洩等のないことを確認する。復旧後、流体用スイベルには漏洩試験、電氣的スイベルにあつては絶縁抵抗試験を行うこと。ただし、一般現状について詳細に検査を行った結果、特に異常が認められず、本会が適当と認める場合には開放検査を省略することができる。
- (2) 浮体施設上の原油受入れ配管を精査する。状態に応じ、高応力箇所、腐食/磨耗の著しい箇所にあつて検査員が必要と認める場合、開放のうえ要すれば非破壊試験を

行うことがある。開放検査実施の場合、復旧後漏洩試験を行うこと。

(3) 原油等の浮体施設からの積出し系統の配管等についての現状検査及びフローティングエキスポートホースの漏洩試験を行う。ただし、一般現状について詳細に検査を行った結果、特に異常が認められず、本会が適当と認める場合には漏洩試験を省略することができる。

(4) 浮体施設上に設備されるライザサスペンション/テンショニング装置について精査のうえフレッティング、腐食、摩耗等の異常がないことを確認する。

-5. 生産システムの定期検査においては、14.3.2 に規定する検査を行うほか、次に掲げる目視検査及び効力試験を行う。

(1) 圧力容器及び安全弁の開放検査

(2) 生産システムの配管の現状について詳細に検査し、異常な腐食/衰耗、損傷、漏洩等のないことを確認する。異常が認められた場合には、肉厚測定、漏洩/耐圧試験等を要求する場合がある。

(3) 発電機及びモータの絶縁抵抗測定

(4) 損傷を受けやすい電気設備及び回路の検査

(5) 回転機械の運転状態での一般現状検査（異常な振動等ないことの確認）

(6) 生産システム制御設備の動作確認検査

附 則（改正その2）

1. この規則は、2009年10月30日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

5章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.6 構造部材等の板厚計測

-1. 定期検査では、次の(1)から(5)に従って構造部材等の板厚計測を行う。

(1)から(5)は省略)

-2. 定期検査では、各定期検査時に、前-1.に従って表 B5.8 に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。

(-3.から-5.は省略)

-6. 総トン数が500トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、前-2.の規定にかかわらず、前-1.に従って各定期検査時に、表 B5.21 に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、表 B5.9 に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。

-7. 表 B5.8, 表 B5.10, 表 B5.15 及び表 B5.21 に規定する船体横断面の板厚計測の結果を用いて、縦強度の評価を行わなければならない。

表 B5.8 を次のように改める。

表 B5.8 板厚計測の対象部材

定期検査	対象部材
建造後5年以下の船舶に対する定期検査 (第1回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. 原木、塩、石炭、硫化鉄等、鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷それぞれの位置で少なくとも3本の倉内肋骨の下部ウェブ（組立式肋骨の場合には、初期板厚が最小の部分とすること）及び外側肘板並びに水密横隔壁の最下端部の少なくとも1枚の板（2層以上の甲板がある場合には、それぞれの甲板における最下端部の少なくとも1枚の板）及び防撓部材 3. 専用バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ドルジホップタンク及び深水タンクからそれぞれ1個を任意に選定し、それらのタンク内の1個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材の両端及び中央部（面材を含む）
建造後5年を超え10年以下の船舶に対する定期検査 (第2回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. 中央部0.5L間の次の(1)から(3)に定める箇所 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1個の横断面の強力甲板の各板 (2) 専用バラストタンクの頂板となる強力甲板の各板 (3) 原木又は腐食を進行させる貨物を強力甲板上又はその直下の区画に積載した場合の強力甲板 3. 原木、塩、石炭、硫化鉄等鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉において、倉内の前後部及び中央部で適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の1/3程度の数）の倉内肋骨の上下部のウェブ（組立式肋骨の場合には、初期板厚が最小の部分とすること）及び外側肘板並びに水密横隔壁の最下端部の各板（2層以上の甲板がある場合には、それぞれの甲板における最下端部の各板）及び防撓部材 4. 前3.以外の貨物倉にあっては、第1回定期検査の2.に準じた計測箇所

	<p>5. すべての貨物倉口の倉口縁材についてそれぞれの側縁材及び端縁材の両端及び中央部の板及び適当数の防撓部材</p> <p>6. 専用バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び深水タンクからそれぞれ1個を任意に選定し、それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材の両端及び中央部（面材を含む。）並びに各隔壁の上端及び下端部にそれぞれ少なくとも1枚の板</p> <p>7. 前6.のタンクを除く、専用バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び深水タンクのすべてについて、それらのタンク内の1個のトランスリング又はこれに類する主要構造部材の両端及び中央部（面材を含む。）</p>
<p>建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)</p>	<p>1. 疑わしい箇所</p> <p>2. 次の(1)から(3)に定める箇所</p> <p>(1) 中央部 0.5L 間における強力甲板の各板</p> <p>(2) 中央部 0.5L 間における 2 個の横断面の各縦通部材。可能な場合、異なる 2 つの貨物倉の横断面とする。ただし、L が 100 m 以下の船舶にあっては、1 個として差し支えない。</p> <p>(3) 中央部 0.5L 間を除くバラスト喫水線と満載喫水線の間の船側外板について貨物倉部分で各々それぞれ 1 条の各板</p> <p>3. すべての貨物倉において、倉内の前後部及び中央部で適当な数(合計が少なくとも当該貨物倉の 1/3 程度の数)の倉内肋骨の上下部のウェブ（組立式の倉内肋骨の場合には、初期板厚が最小の部分とすること）及び外側肘板並びに水密横隔壁の最下端部の各板（2 層以上の甲板がある場合には、それぞれの甲板における最下端部の各板）及び防撓部材</p> <p>4. 船首尾タンクの内部構造部材</p> <p>5. すべての貨物倉口の倉口縁材についてそれぞれの側縁材及び端縁材の両端及び中央部の板及び適当数の防撓部材</p> <p>6. すべての貨物倉口蓋の適当数の板及び防撓部材</p> <p>7. 専用バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び深水タンクのすべてについて、それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材の両端及び中央部（面材を含む。）並びに各隔壁の上端及び下端部それぞれの各板</p>
<p>建造後 15 年を超え 20 年以下の船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査)</p>	<p>1. 疑わしい箇所</p> <p>2. 次の(1)から(3)に定める箇所：</p> <p>(1) 強力甲板の各板</p> <p>(2) 中央部 0.5L 間における貨物区域の 3 個の横断面の各縦通部材。ただし、L が 100m 以下の船舶にあっては、2 個として差し支えない。</p> <p>(3) バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板</p> <p>3. 船楼甲板の適当数の板</p> <p>4. 平板竜骨の各板並びにコファダム、機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板</p> <p>5. シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板</p> <p>6. すべての貨物倉において、水密横隔壁の最下端部の各板（2 層以上の甲板がある場合には、それぞれの甲板における最下端部の各板）及び防撓部材</p> <p>7. 第 3 回定期検査時の 3. から 7. の要件に同じ。</p>
<p>建造後 20 年を超える船舶に対する定期検査 (第 5 回定期検査及びそれ以降の定期検査)</p>	<p>1. 疑わしい箇所</p> <p>2. 中央部 0.5L 間における 3 個の横断面の各縦通部材</p> <p>3. 第 4 回定期検査時の 2. (2) を除くから 7. の要件に同じ。</p>

表 B5.21 を次のように改める。

表 B5.21 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の板厚計測対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	(省略)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	(省略)
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； <ol style="list-style-type: none"> (1) 甲板口側線外の甲板の各板 (2) 中央部 0.5L 間における甲板口側線内の甲板の各板 (3) 中央部 0.5L 間における，その内 1 個を船体中央部の横断面とする 2 個の横断面の各縦通部材。ただし，L が 100 m 以下の船舶にあっては，1 個として差し支えない。 (4) バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 3. 貨物積載区域外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の任意に選定された船側外板の各板 4. 腐食様式を全般的に評価し記録するための，次の部材； <ol style="list-style-type: none"> (1) すべての貨物倉において，倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/3 程度の数）の倉内肋骨の上下部のウェブ（組立式の倉内肋骨の場合には，板厚が最小の部分）及びその端部肘板 (2) その他特記する以外の精密検査を行う構造部材 5. 船首尾タンクの内部構造部材 6. すべての倉口縁材の側縁材及び端縁材の両端並びに中央部の板及び適当数の防撓部材 7. すべての倉口蓋の適当数の板及び防撓部材
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 疑わしい箇所 2. 次の(1)から(4)に定める箇所； <ol style="list-style-type: none"> (1) 強力甲板の暴露部の各板 (2) 中央部 0.5L 間における，その内 1 個を船体中央部の横断面とする 3 個の横断面の縦通部材。ただし，L が 100 m 以下且つ建造後 20 年以下の船舶にあっては，2 個として差し支えない。 (3) 貨物積載区域内における船底外板の各板（ビルジ外板の船底外板との結合部を含む） (4) 貨物積載区域内におけるダクトキール又はパイプトンネルの板及び内部構造部材 3. バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 4. 腐食様式を全般的に評価し記録するための，次の部材； <ol style="list-style-type: none"> (1) 精密検査を行う構造部材 5. 船楼甲板の暴露部の適当数の板 6. 平板竜骨の各板並びにコファダム，機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板 7. シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板 8. 第 3 回定期検査時の 5.～7.の要件に同じ

附 則 (改正その 3)

1. この規則は，2009 年 10 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

1章 通則

1.3 定義

1.3.1 を次のように改める。

1.3.1 用語

本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。

- (1) 「バラストタンク」とは、専ら清水又は海水バラストとして使用されるタンクをいう。なお、貨物兼バラストタンクにあつては、次の(a)及び(b)の要件を適用する。
 - (a) 内部検査の結果、著しい腐食が発見された場合には、バラストタンクとしての要件。
 - (b) 油タンカー及び危険化学品ばら積船では船の通常の運航中、貨物若しくはバラストを積載する当該タンクにあつては、バラストタンクとしての要件。なお、貨物タンクに海洋汚染防止条約付属書 I 第 138 規則(3)に適合する付加バラストを積載する場合にあつては、貨物タンクとしての要件。
- (2) 「精密検査」とは、構造の詳細部を目視検査するため、原則として手の届く範囲内に接近して行う検査をいう。

(以下省略)

1.4 検査の準備その他

1.4.2 を次のように改める。

1.4.2 検査準備

-1. 検査申込者は、受けようとする検査の種類に応じ、本規則に規定されている検査項目及び本規則の規定に基づき必要に応じて検査員が指示する検査項目について、十分な検査及び板厚計測が行えるように必要な準備をしなければならない。この準備には、検査及び板厚計測上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備、検査上必要な装置、証書、検査記録及び点検記録等の準備、並びに機器等の開放、障害物の撤去及び清掃を含むものとする。また、検査に使用される検査機器、計測機器及び試験機器は、個別に識別でき、かつ、本会の適当と認める標準に従い校正されたものでなければならない。ただし、簡単な計測機器（定規、巻き尺、マイクロゲージ等）及び船舶の機器に備えられた計測機器（圧力計、温度計、回転計等）については、他の計測機器との比較等の適当な方法により、その精度が確認できればよい。

-2. 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する定期検査並びに建造後 10 年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する中間検査の準備の一環として、検査申込者は、検査に先立ち定期検査又は中間検査の内容を記した受検要領書を提出しなければならない。なお、国際航海に従事しない船舶であつて、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記して登録される航路制限のある船舶については、この限り

でない。

-3. 検査申込者は、検査を受けるとき、検査事項を承知しており検査の準備を監督する者（以下、「船主代表」という）を検査に立会わせ、検査に際して検査員が必要とする援助を与えなければならない。

-4. 検査員、船主代表及び板厚計測業者（板厚計測が行われる場合）並びに船長又は船長、船主若しくは船舶管理会社により適切な権限が付与された当該船舶の士官等の関係者は、検査及び板厚計測の安全かつ効果的な実施のために、検査及び計測に先立ち、検査の内容等について打合せを実施しなければならない。

3章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.2 現状検査

年次検査では、表 B3.2 に掲げる船体、艙装、消火設備及び備品について、現状検査を行う。

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
1 外板 2 暴露甲板 (中略)	・ 喫水線上の目視可能な範囲内で、現状良好であることを確認する。
21 船舶識別番号	・ 船舶識別番号の標示が要求される船舶について、その標示状態が現状良好であることを確認する。
22 乗降設備	・ 現状良好であることを確認する。
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
2 23 管装置	・ 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
2 24 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
24 5 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

表 B3.4 を次のように改める。

表 B3.4 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える船舶について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物ポンプ室、他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類、圧縮機等の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。

3 バラストタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造後 5 年を超える油タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船について，前回の定期検査又は中間検査の検査結果から，年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。 ・ 建造後 5 年を超える，ダブルハル油タンカーを除く油タンカーについて，加熱管が設置されているタンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし，前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは，検査員が差し支えないと認める場合，適当に参酌することがある。 ・ 建造後 15 年を超えるダブルハル油タンカーについて，加熱管が設置されているタンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし，前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは，検査員が差し支えないと認める場合，適当に参酌することがある。
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件*1	
(以下省略)	

(備考)

*1：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合，二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては，二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

表 B3.6 を次のように改める。

表 B3.6 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 B3.4 に規定する，建造後 5 年を超える船舶のバラストタンクに対する内部検査の結果，広範囲にわたる腐食が認められた場合は，検査員の指示に従って行う。その際，著しい腐食が認められた場合は，5.2.6-2の規定に従って追加の板厚計測を行う。
タンカー，危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナータガス装置その他すべての管装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 B3.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
2 バラストタンク内の構造部材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表 B3.4 に規定する，建造後 5 年を超える油タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船のバラストタンクに対する内部検査の結果，広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際，著しい腐食が認められた場合には，5.2.6-3の規定に従って追加の板厚計測を行う。
ばら積貨物船に対する要件	
(以下省略)	

4章 中間検査

4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

表 B4.2 を次のように改める。

表 B4.2 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶では、代表的なバラストタンクについて行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 建造後 10 年を超える船舶では、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
3 貨物倉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造後 10 年を超える貨物船であって、専ら乾貨物を運送する船舶以外の船舶では、任意に選定した貨物倉について行う。 ・ 建造後 15 年を超える船舶について、船首尾側からそれぞれ 1 個の貨物倉を選定して行う。
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物ポンプ室、他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類、圧縮機等の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
3 バラストタンク	<p>油タンカー及び危険化学品ばら積船（<u>一体型タンクを有するもの</u>）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の油タンカー及び危険化学品ばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。ただし、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーにあっては、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 内部検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 内部検査の結果、次の(a)又は(b)の場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） <p>液化ガスばら積船：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （省略）
(以下省略)	

5章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

-2. 前-1.によるほか、次の(1)から(7)の効力試験及び作動試験を行う。

- (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動試験
- (2) すべての風雨密倉口蓋について表 B2.1 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
- (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (4) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (5) 液化ガスばら積船の定期検査にあっては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (6) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、すべての貨物倉、すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験
- (7) すべての水位検知警報装置について、4.2.3 の表 B4.1 第 1 項でいう作動試験
- (8) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、乗降設備について効力試験

5.2.4 区画及びタンクの内部検査等

-3.を次のように改める。

-3. タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査では、-1.及び-2.によるほか、各定期検査時に表 B5.2 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。ただし、バラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。なお、構造部材にステンレス鋼が使用されている危険化学品ばら積船であって、本会が適当と認める場合は、本規定の適用を参酌することがある。

5.2.5 構造部材等の精密検査

-2.を次のように改める。

-2. 油タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)の定期検査では、**-1.**の規定に加えて、各定期検査時に、**表 B5.5-1**に掲げる箇所について精密検査を行う。

5.2.6 構造部材等の板厚計測

-3.を次のように改める。

-3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、**-1.**に従って各定期検査時に、**表 B5.10-1**に掲げる箇所及び以前の検査において著しい腐食が認められた箇所について板厚計測を行う。危険化学品ばら積船の構造部材又は管装置であって、ステンレス鋼が使用され、かつ、本会が適当と認める場合には、本規定の適用を参酌することがある。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、**表 B5.11** から**表 B5.14**のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。

5.2.7 圧力試験

-3.を次のように改める。

-3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に**表 B5.23-1**に掲げるタンクの圧力試験を行う。

表 B5.5-1 を次のように改める。

表 B5.5-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個の二重船側区画のバラストタンク*¹ (二重船側構造でない場合は船側バラストタンク, また, 船側バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内の 1 個のトランスリング (A) 2. 1 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁 (B) 3. 1 個の二重船側区画のバラストタンク*¹ 内の 1 個の横隔壁の全体 (ダブルハル油タンカーの場合のみ) (C) 4. 1 個のバラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (ダブルハル油タンカーの場合以外) (D) 5. 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部*² (D) 6. 1 個の中央貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1 個の二重船側区画のバラストタンク*¹ (二重船側構造でない場合は船側バラストタンク, また, 船側バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内のすべてのトランスリング (A) 2. 残りの各バラストタンク内の各 1 個のトランスリングの最上部及びナックルエリア (ダブルハル油タンカーの場合のみ) (HG) 3. バラストタンクが配置されている場合は, 残りの各バラストタンク内又はバラストタンク甲板上の各 1 個の甲板横桁 (ダブルハル油タンカーの場合以外) (B) 4. 1 個の船側貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁 (ダブルハル油タンカーの場合以外) (B) 5. 2 個の中央貨物タンク (ダブルハル油タンカーの場合は貨物タンク) 内又は貨物タンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) 6. すべての二重船側区画のバラストタンク*¹ 内の各 1 個の横隔壁の全体 (ダブルハル油タンカーの場合のみ) (C) 7. 1 個の船側バラストタンク (バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク) 内の前後両端の横隔壁の全体 (ダブルハル油タンカー以外) (C) 8. 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (ダブルハル油タンカーの場合以外) (D) 9. 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部*² (D) 10. 2 個の中央貨物タンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) 11. 1 個の二重船側区画のバラストタンク*¹ (二重船側構造でない場合は船側バラストタンク) 内のすべての板及び内部材 (危険化学品ばら積船のみ) (G)
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	油タンカーにあっては、 <ol style="list-style-type: none"> 1. すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング (A) 2. 1 個のウィング貨物油タンク (ダブルハル油タンカーにあっては中央貨物油タンクを選択可) 内のすべてのトランスリング(A) 3. 残りの各ウィング貨物油タンク内の総数の 30%に相当するトランスリング*³ (ダブルシングルハル油タンカー以外のみ) (A) 4. 残りの貨物油タンク内の各 1 個のトランスリング (ダブルシングルハル油タンカーのみ以外) (A) 5. すべてのバラストタンク及び貨物油タンク内のすべての横隔壁の全体 (C) 6. 各中央貨物油タンク内の総数の 30%に相当する甲板横桁及び船底横桁*³ (ダブルシングルハル油タンカー以外のみ) (E) 7. その他検査員の必要と認める箇所 (油タンカーのみ) (F) 危険化学品ばら積船にあっては、 <ol style="list-style-type: none"> 8. すべてのバラストタンク内のすべての板及び内部材(G) 9. 1 個のウィング貨物タンク内のすべての板及び内部材(G) 10. 残りの貨物タンク内の各 1 個のトランスリング(A) 11. すべての貨物タンク内のすべての横隔壁の全体(C)

建造後15年を超える船舶に 対する定期検査 (第4回定期検査及びそれ 以降の定期検査)	1. 第3回定期検査に同じ 注) 検査員が必要と認める場合は、トランスリングを追加して検査することがある。
--	--

備考) 表中の(A)から(HG)の記号は次のような意味を持つ。

- (A): 支材及びトランスリングに隣接する構造部材, 例えば外板, 縦通隔壁, 縦通肋骨, 肘板等を含む。
- (B): 甲板桁に隣接する甲板構造部材, 例えば甲板, 縦通肋骨, 肘板等を含む。
- (C)及び(D): 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材, 例えば縦通隔壁, 内底板, 斜板, 船底桁板, 肘板, 防撓材等, を含む。上部又は下部スツールを設けた場合その内部材も含む。
- (E): 甲板横桁もしくは船底横桁に隣接する構造部材, 例えば甲板, 船底外板, 縦通肋骨等を含む。
- (F): 追加のトランスリング。(A)と同様に, 隣接する構造部材も含む。
- ~~(G): タンク境界壁, 内部材及びタンク部の甲板上部材を含む全タンク構造部材~~
- (HG): 二重船側区画のバラスタタンのトランスリングで, 上甲板下部 5m (危険化学品ばら積船の場合は 3m) 範囲, 斜板部並びに斜板と垂直縦通隔壁及び二重底との交線から各 2m 範囲内の部分。
- *1: 二重船側区画 — 別区画であっても二重底及び船側及び二重甲板 (ある場合) 区画のすべてが含まれる。
- *2: ダブルハル油タンカーで構造の場合であって, 中央貨物タンクがない場合 (貨物タンクが中心線縦通隔壁で二分された場合) は, 両ウィング貨物タンク内の各1個の横隔壁を検査する。
- *3: 総数の30%とは切り上げ後の直近の整数である。

表 B5.11 を次のように改める。

表 B5.11 油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する追加の板厚計測の要件
船底構造（単底，二重底及びホッパ構造を含む。）

構造部材	計測範囲	計測点数
1. 内底板，船底外板及びホッパ部斜板	<ul style="list-style-type: none"> 当該タンクについて，最も船尾側の1個の横断面を含む最低3個の横断面。尚，船尾の横断面については，すべてのベルマウスの周囲及び直下の計測を含むこと。 疑わしい板及びその隣接する板（ある場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 縦通肋骨間及び肋板／横桁間で囲まれた各板から5点 縦通肋骨間の1mの板につき各5点
2. 内底，船底及びホッパ部縦通肋骨	<ul style="list-style-type: none"> 上記各板の計測対象の各横断面につき，各3本以上 	面材：各3点 ウェブ：各3点
3. 船底縦桁（二重底内の縦桁を含む）及び肘板（ 油タンカーのみ ）	<ul style="list-style-type: none"> タンクの中央及び前後端水密横隔壁付近（端部肘板が付いている場合はその終端部） 	面材（付いている場合）：各2点 ウェブ：左記の各箇所について，各1点及び各防撓材間毎各1点ずつ，ただし，各3点以上 縦桁／隔壁間肘板（ある場合）：各5点
4. 船底横桁（二重底内の実体肋板を含む）（ 油タンカーのみ ）	<ul style="list-style-type: none"> 上記船底外板の計測対象の各横断面につき，各1本（計測箇所は当該船底横桁又は実体肋板の両端及び中央部とする。） 	ウェブ：左記当該箇所の板面積 $2m^2$ につき各5点 面材（付いている場合）：各1点
5. 二重底内の縦桁及び実体肋板（危険化学品ばら積船のみ）	疑わしい板	左記当該箇所の板面積$1m^2$につき各5点
6. 防撓材（該当する場合）	<ul style="list-style-type: none"> 付いている場合 	各1点
7. ホッパ部トランスリング（ダブルシングルハル油タンカーのみ以外）	<ul style="list-style-type: none"> 上記船底外板の計測対象の各横断面のトランスリング 	面材：各1点 ウェブ：左記当該箇所の板面積 $1m^2$ につき各5点
8. ホッパ部水密横隔壁又は制水隔壁（ダブルシングルハル油タンカーのみ以外）	<ul style="list-style-type: none"> 隔壁の下部1/3 	板面積 $1m^2$ につき各5点
	<ul style="list-style-type: none"> 隔壁の上部2/3 	板面積 $2m^2$ につき各5点
	<ul style="list-style-type: none"> 防撓材（3本以上） 	面材：両端及び中央部各1点 ウェブ：1本につき各5点（両端2点及び中央部1点）
9. 水密隔壁又は水密肋板（危険化学品ばら積船のみ）	下部1/3	板面積$1m^2$につき各5点
	上部2/3	一枚おきの板について，板面積$1m^2$につき各5点
10. ホッパ部トランスリング（危険化学品ばら積船のみ）	疑わしい板	各5点

表 B5.12 を次のように改める。

表 B5.12 油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する追加の板厚計測の要件 甲板構造

構造部材	計測範囲	計測点数
1. 甲板	・当該タンクについて、2 個の横断面	各横断面上の各板につき、3 点以上
2. 縦通梁	・上記 2 個の横断面につき、各 3 本以上 (ダブル シングルハル油タンカー以外のみ) ・上記 2 個の横断面上の 3 本おきの各縦通梁、ただし、各横断面につき 1 本以上 (ダブル シングルハル油タンカーのみ以外)	ウェブ：深さ方向に各 3 点 面材（付いている場合）：各 2 点
3. 甲板縦桁及び肘板	・前後端横隔壁付近、端部肘板の終端部及びタンクの中央	面材：各 2 点 ウェブ：左記の各箇所について、各 1 点及び各防撓材間毎各 1 点ずつ、ただし、各 3 点以上 縦桁／隔壁間肘板：各 5 点
4. 甲板横桁	・2 個以上（計測箇所は当該甲板横桁の両端及び中央部とする）	ウェブ：左記各当該箇所の板面積 $\geq 1m^2$ （ただし、 ダブル シングルハル油タンカーにあつては $\geq 2m^2$ ）につき 5 点 面材：各 1 点
5. 船側バラストタンク内の横桁及び横隔壁（甲板下 2m 範囲）（ ダブルハル油タンカーの場合のみ ）	・2 個以上の桁及び前後端横隔壁	左記各当該箇所の板面積 $1m^2$ につき 5 点
6. 防撓材	・付いている場合	各 1 点

表 B5.13 を次のように改める。

表 B5.13 油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する追加の板厚計測の要件
船側外板及び縦通隔壁

構造部材	計測範囲	計測点数
1. 船側外板及び縦通隔壁 ・ 上端及び下端の各条板, 並びに縦桁の付く各条板 ・ その他の条板	・ 最低 3 個の横断面について, 縦通材間の各板 ・ 上記 3 個の横断面について, 縦通材 3 本分の間隔毎に 1 箇所	・ 1 点 ・ 1 点
2. 船側外板及び縦通隔壁に付く縦通材 ・ 上端及び下端の各条板に付く縦通材 ・ その他の各条板に付く縦通材	・ 上記 3 個の横断面上のすべての縦通材 ・ 上記 3 個の横断面上の 3 本おきの各縦通材	・ ウェブ: 各 3 点 面材 : 各 1 点 ・ ウェブ: 各 3 点 面材 : 各 1 点
3. 縦通材に付く肘板	・ 上記 3 個の横断面にあるタンクの上 下端及び中央の最低 3 箇所	各肘板につき 5 点
4. 横桁及び横隔壁(甲板に接する条板を除く) (ダブルハル油タンカー及び危険化学品ばら積船の船側バラストタンクのみ) ・ 水平桁の付く条板 ・ その他の条板	・ 2 個以上の桁及び前後端横隔壁 ・ 2 個以上の桁及び前後端横隔壁	・ 左記各当該箇所の板面積 $2m^2$ につき 5 点 ・ 防撓材間の各板につき 2 点
5. 水平桁(ダブルハル油タンカーの船側バラストタンク及び危険化学品ばら積船のみ)	・ 最低 3 個の横断面について, 各板	防撓材間の各板につき 2 点
6. 水平桁の防撓材(ダブルハル油タンカーの船側バラストタンク及び危険化学品ばら積船のみ)	・ 付いている場合	各 1 点
7. 特設肋骨, 横桁及び支材(ダブルハル油タンカー及び危険化学品ばら積船の船側バラストタンクを除く)	・ 3 個の特設肋骨/横桁(各特設肋骨/横桁につき支材基部を含む 3 箇所以上)	ウェブ: 左記各当該箇所の板面積 $2m^2$ につき 5 点 面材 : 特設肋骨及び支材の各面材につき各 1 点
8. 横桁の反対側の下端部肘板(ダブルハル油タンカーの貨物タンクのみ)	・ 3 個以上	ウェブ: 板面積 $2m^2$ につき 5 点 面材 : 1 点

附 則（改正その4）

1. この規則は、2010年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の(1)から(6)に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

- (1) 船体関係
 - (a) 一般配置図
(中略)
 - (z) タンカーの通気装置
 - i) 貨物油ポンプ室のビルジ及び通風装置図
 - ii) 貨物蒸気等の通気装置図
 - (aa) **C編 1.1.24**の規定による船舶識別番号の配置図
 - (ab) **C編 27.2**又は**CS編 23.2**に規定する曳航及び係留設備配置図
 - (ac) **C編 23.9**又は**CS編 21.9**に規定する乗降設備の乗降設備図

2.1.4 工事の検査

-1.を次のように改める。

- 1. 船体及び艀装関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。
 - (1) 材料については**K編**、艀装品については**L編**に定められた試験を行うとき。
(中略)
 - (7) 船体各部が完成したとき。
 - (8) 各種開口の閉鎖装置、各種遠隔操縦装置、操舵装置、揚錨装置、係船装置、非常曳航設備、乗降設備 (C編 23.9 又は CS編 21.9 に規定されるもの)、脱出設備、消火設備、通風装置、諸管装置等の効力試験を行うとき。
 - (9) 舵の取付け、竜骨線の見通し、主要寸法の実測、船体ひずみの測定等を行うとき。
(以下省略)

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
（中略）
- (2) その他の手引書等
（(a)から(p)は省略）
(q) 非常用曳航手順書（C編 27.4 又は CS編 23.3）
- (3) **2.1.7** に規定する完成図

附 則（改正その5）

1. この規則は、2010年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 達 第 53 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009年10月30日 達 第53号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.2 復原性試験

-3.を次のように改める。

-3. 規則 B 編 2.3.2-1.にいう「復原性に関する要目」のうち横揺周期については、動揺試験により定めること。ただし、 L_f が24m未満の船舶及び特殊な船型の船舶を除き、本会が特に認めた場合は、動揺試験を省略して差し支えない。この場合、動揺周期は規則 U 編 2.3.1-1.(2)に規定する近似式による値とすることができる。

附 則 (改正その1)

1. この達は、2009年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-5.(3)を次のように改める。

-5. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(2)は省略)

(3) 2003 年 9 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、船級符号に規則 A 編 1.2.5-2.に掲げる (*Class IA Super Ice Strengthening*) 又は (*Class IA Ice Strengthening*) の付記を有するものについては、~~2005 年 1 月 1 日又は船舶の建造後経過年数が 20 年に達する年の 1 月 1 日のいずれか遅い方の期日までに~~、規則 I 編 5.4.1-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

((4)から(9)は省略)

附 則 (改正その2)

1. この達は、2010 年 1 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 を次のように改める。

B1.4.2 検査準備

(-1.から-4.は省略)

-5. 前-4.に定める検査に使用するボート又はラフトは、船体のどの一区画が破れても十分な浮力と復原性を有するようなものであること。また、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の上甲板直下の区域の検査において、ボート又はラフトの使用可能な条件は次による。

- (1) 当該区域における甲板桁のウェブの深さが $1.5m$ 以下である場合には、検査のためにボート又はラフトの単独使用が認められる。
- (2) 当該区域における甲板桁のウェブの深さが $1.5m$ を超える場合には、次の何れかの条件を満たす場合に限り、ボート又はラフトの単独使用が認められる。
 - (a) 当該区域内の構造部材の塗装状態が優良で、衰耗の証跡がない場合。
 - (b) 各甲板横桁間に安全に出入できる固定設備がある場合。この設備は、次のようなものとする。
 - i) 各甲板横桁の場所から甲板上方へ直接通ずる垂直はしご及び甲板から約 $2m$ 下方の位置に設置される踊り場。
 - ii) タンク全長に渡る縦通固定プラットフォームであって、甲板下構造のボート又はラフトによる検査のために必要な最高漲水レベル以上に配置され、かつ、タンク前後端に甲板の上方へ直接通ずるはしごを備えるもの。最高漲水レベルは、一般に、甲板から下方への距離（タンクの長さ方向の中央における甲板横桁のスパン中央の位置で計測する。）が $3m$ を超えない位置に想定すること。

上記(a)又は(b)の何れの条件も満たさなければ、上甲板直下の区域を検査するために足場を設けるか又は他の同等な手段を講じなければならない。

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるボート又はラフトの単独使用とは、検査中にタンク内の移動手段としてボート又はラフトの使用を妨げるものではない。

-6. 検査員が有効に利用できるように、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）には、次に示す書類を本船上に保管しておくこと。総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船には、少なくとも次の(1)及び(3)の書類を本船上に保管しておくこと。

- (1) 検査記録書
- (2) 状態評価報告書（油タンカーにあっては、B5.2.6-5.(4)を参照。）
- (3) 板厚計測記録
- (4) 船体主要構造図
- (5) 貨物及びバラストの積載の記録
- (6) 以前の修理の履歴

- (7) 自主点検記録（構造的劣化の概要，隔壁及び管の漏洩，塗装又は防食措置の状態を含む）
- (8) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては，イナートガス装置の使用記録及びタンク洗浄の記録

(9) 「疑わしい箇所」がある場合，「疑わしい箇所」を特定するための資料

なお，規則 B 編 1.4.2-2.でいう，「国際航海に従事しない船舶であって，船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記して登録される航路制限のある船舶」については，(2)の書類の保管を省略することができる。

-7. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書の作成に先立ち，油タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及びばら積貨物船にあっては，次の(1)から(6)に示す内容を含んだ検査計画調査票を本会に提出すること。

- (1) 本船の要目
- (2) 精密検査及び板厚計測に用いる交通装置
- (3) 船体構造に関する自主点検記録（前-6.(7)の資料）
- (4) Port State Control 検査報告書に関する構造欠陥の指摘事項
- (5) 安全管理システムの船体構造に関する不適合事項及び是正措置
- (6) 板厚計測会社及び承認番号

-8. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書を提出する際には，前-6.に示す資料の写しを添付すること。また，受検要領書には，次の(1)から(8)に示す内容を，油タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及びばら積貨物船にあっては，(1)から(8)に加えて次の(9)から(16)に示す内容を含めること。受検要領書は，検査開始前に検査申込者及び検査員との間で同意されること。

- (1) 本船の要目
- (2) タンク／貨物倉等の配置図
- (3) 検査対象タンク又は区画とそれらの防食の仕様及び現状
- (4) 精密検査の対象区画及び対象範囲
- (5) 板厚計測の対象区画,及び対象範囲
- (6) 圧力試験の対象タンク（危険化学品ばら積船にあっては，管装置を含む。）
- (7) 検査時の安全措置（交通装置を含む。）
- (8) 検査に使用する機器
- (9) 船体構造部材の許容衰耗量に関する資料
- (10) 板厚計測会社（検査計画調査票から変更があった場合）
- (11) 損傷及び修理履歴書
- (12) 以前の検査によって認められた著しい腐食の箇所
- (13) 構造上重要な箇所及び疑わしい箇所に関する資料（情報が利用可能である場合）
- (14) 船体主要構造図
- (15) 前-7.に示す検査計画調査票
- (16) 中間検査の場合，前回定期検査の受検要領書

-9. 船主は，油タンカー，ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する前-6.(1)から(3)の書類を，本社等に保管しておくこと。

(-10.から-12.は省略)

-13. 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては，乗降設備について，規則 B 編 1.4.2-1.に規定される点検記録の確認において，MSC.1/Circ.1331 “Guidelines for construction, installation, maintenance and inspection/survey of means of embarkation and

disembarkation”の第4項に従って整備されていることを確認する。

-14. 規則 B 編 1.4.2-4.の適用上、定期検査又は中間検査の打合せにおいては、板厚計測業者と船主代表との間で次の事項が合意されること。また、これらの合意は、打合せの日時、場所及び出席者の氏名とともに、文書化された記録として維持されること。

- (1) 板厚計測結果の検査員への定期的な報告
- (2) 次のような状態が確認された際の、検査員に対する速やかな通知
 - (a) 重要部材における過剰又は広範な腐食、孔食等
 - (b) 座屈、破断等の構造的な欠陥及び変形した構造部材
 - (c) 構造部材の脱落及び破口
 - (d) 溶接部の腐食衰耗

-15. 規則 B 編 1.4.2-4.の適用上、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査又は中間検査の打合せにおいては、前-13.に加え、次の事項について確認を行うこと。

- (1) 当該船舶のスケジュール
- (2) 板厚計測のための準備
- (3) 板厚計測の範囲
- (4) 許容衰耗量
- (5) 塗装の状態並びに疑わしい箇所及び著しい腐食が見られる箇所についての精密検査及び板厚計測の範囲
- (6) 板厚計測の実施方法
- (7) 板厚計測における計測値評価方法（一般的な場合及び不均一な腐食又は孔食が見られる場合）
- (8) 著しい腐食が見られる箇所を示す図面の作成
- (9) 検査において確認された事項についての検査員、板厚計測業者及び船主代表の間の意見交換

B3 年次検査

B3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.1 を次のように改める。

B3.2.1 書類及び図書の確認

規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 に掲げる書類及び図書に加えて、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）では、B1.4.2-6 に示す資料の管理状況も確認する。

B3.2.2 船体、艙装及び消火設備及び備品の年次検査

-4.として次の1項を加える。

-4. 規則 B 編表 B3.2 第 22 項の適用上、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に設置される乗降設備については、次の(1)から(5)の項目の現状検査を行う。

- (1) 船側はしごにあつては、次の(a)から(f)の項目が現状良好であることを確認する。
 - (a) ステップ
 - (b) プラットホーム
 - (c) 軸及びローラー等の全ての支持点
 - (d) ラグ及びブラケット等の全ての吊上げ金物
 - (e) 支柱、強固な手すり、手綱及び回転台
 - (f) ダビット、ワイヤ及び滑車
- (2) ギャングウェイにあつては、次の(a)から(d)の項目が現状良好であることを確認する。
 - (a) 踏み板
 - (b) 側縦桁、横材及び甲板
 - (c) 車輪及びローラー等の全ての支持点
 - (d) 支柱、強固な手すり及び手綱
- (3) ウインチにあつては、次の(a)から(c)の項目が現状良好であることを確認する。
 - (a) ブレーキ装置（ブレーキパッド及びバンドブレーキの状態を含む）
 - (b) 遠隔制御システム
 - (c) 電源装置（モーターを使用する場合）
- (4) 船側はしご及びギャングウェイ関連の甲板上の全ての付属品及びダビットが現状良好であることを確認する。
- (5) ゲートウェイ及びブルワークラダーの把手並びに支柱等、甲板への通行設備の付属品及び構造物が現状良好であることを確認する。

B5 定期検査

B5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.3 効力試験

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 B 編 5.2.3-2.(8)の効力試験は、以下によること。

- (1) 船側はしご、ギャングウェイ及びウインチは、規定の荷重を負荷して効力試験を行うこと。
- (2) 試験に用いる荷重は次の通りとする。
 - (a) 設計荷重
 - (b) 最大作動荷重 (ただし、設計荷重よりも小さい場合)
 - (c) 設計荷重及び最大作動荷重が不明な場合、船主又はオペレータが指定する荷重
- (3) 試験は、使用条件の範囲で船側はしご及びギャングウェイに最大曲げモーメントが発生するような傾斜の状態、船側はしご及びギャングウェイの長手方向にわたって可能な限り均一に荷重を負荷して実施すること。
- (4) 永久変形又は損傷が生じることなく試験を完了した場合、試験に用いた荷重を、C23.9.1-2.(6)に規定するプレートに最大作動荷重として表示すること。

B5.2.4 区画及びタンクの内部検査

-1.を次のように改める。

-1. 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) の定期検査では、B1.4.2-6.の資料を参考とする。

B5.2.6 構造部材の板厚計測

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 5.2.6-1.(34)でいう板厚計測記録には、各計測点、計測値、これに対応する原厚及び許容衰耗量並びに高張力鋼が使用されていればその範囲が明示され、さらに計測日、計測装置、計測者及び計測者の資格、署名も合わせて記載されていること。油タンカー、ばら積貨物船、及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) に対する板厚計測記録は、認められた様式に従って作成されていること。検査員は、当該記録を調査・確認し、署名する。

附 則（改正その3）

1. この達は、2010年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

(10)及び(11)として次の2号を加える。

-5. 規則B編1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(9)は省略)

(10) 非常用曳航手順書

2010年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する総トン数500トン以上の貨物船は、2012年1月1日までに、規則C編27.4又は規則CS編23.3で規定される非常用曳航手順書を備え付けていることを、検査により確認を受ける。

(11) 2010年1月1日前に建造開始段階にあった船舶であって、閉囲された車両積載区域又は閉囲されたロールオン・ロールオフ区域に固定式加圧水噴霧装置を設けている場合については、2010年1月1日以降の最初の検査の時期までに、規則R編20.5.1-5.で規定される措置が講じられていることを、検査により確認を受ける。

附 則 (改正その4)

1. この達は、2010年1月1日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.2 に掲げる提出図面には、図面の種類に応じ次に掲げる事項も記載すること。

(1) 船体関係

(a)から(c)は省略)

(d) 外板展開図

ウエルを形成する暴露甲板がある場合には、規則 V 編に規定する「標準のげん弧の形状」と当該暴露甲板のげん弧の比較表

(e) 乗降設備図

乗降設備図には次の i)から iii)の事項を含めること。ただし、国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、乗降設備の配置及び全体を示す図のみとして差し支えない。

i) 照明及び救命浮環を含む設備及び関連装置等の配置図

ii) 最大及び最小傾斜角での使用状態を含む乗降設備全体図

iii) 乗降設備と甲板部分の連結部詳細図

(ef) 規則 D 編 13.1.2(1)に掲げる図面のうち排水装置図

規則 V 編の規定により定まる「夏期満載喫水線」並びに、その喫水線の上方 600mm、 $0.01L_f$ 及び $0.02L_f$ の線並びに乾舷甲板の下方 450mm の線。ただし、夏期満載喫水線に替えて、それより上方の計画最大満載喫水線を基準として差し支えない。

B2.1.4 工事の検査

-5.から-7.をそれぞれ-6.から-8.と改め、-5.として次の1項を加える。

-5. 規則 B 編 2.1.4-1.(8)の適用上、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に設置される乗降設備の試験は、次によること。

(1) 船側はしごについては、最大作動荷重での静的荷重試験を実施すること。

(2) ウインチは、ISO7364:1983 又は本会が適当と認める基準に従って、最低 2 回の船側はしごの巻上げ及び巻下げを行う試験を実施すること。

(3) 作動試験後、ウインチ及び船側はしごの状態を確認すること。

附 則（改正その5）

1. この達は、2010年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。